

令和 5 年 5 月 2 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 金 澤 健 司
〈公印省略〉

令和 5 年度『宗谷地域：アフターコロナに向けたコンテンツ磨き上げ・モデルコース造成事業』
委託業務に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

『宗谷地域：アフターコロナに向けたコンテンツ磨き上げ・モデルコース造成事業』委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 1 1. (1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和 5 年 5 月 12 日(金) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 参加表明〆切 | 令和 5 年 5 月 12 日(金) 17 時 |
| (2) 企画書提出〆切 | 令和 5 年 5 月 23 日(火) 17 時 |
| (3) 企画審査会 | 令和 5 年 5 月下旬～6 月上旬予定 |
| (4) 契約書の締結 | 令和 5 年 6 月中旬予定 |

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
公益社団法人 北海道観光振興機構 事業企画本部地域観光部

担当：大西 恭弘

電話：011-231-2900 fax：011-232-5064

E-mail：ya_onishi@visithkd.or.jp

令和5年度

「宗谷地域：アフターコロナに向けたコンテンツ磨き上げ・モデルコース造成事業」

企画提案指示書

1. 委託業務名

「宗谷地域：アフターコロナに向けたコンテンツ磨き上げ・モデルコース造成事業」
委託業務

2. 事業目的

本格的な往来再開に向け、新型コロナウイルス感染症拡大以前に宗谷地域を最も訪れ、さらに、訪日旅行リピーターが多くコロナ収束後の海外旅行先として日本・北海道がトップである台湾（中華民国）をターゲットに、コロナ禍を経て変化した旅行の少人数化や、アウトドアや自然、健康、食を含む地域文化を楽しむ新たな旅行需要に対応する体験コンテンツの磨き上げや、少人数向けモデルコースの造成にも取り組む。また、現地商談会等への積極的参加を行うことにより、当地域への誘客推進を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

5,500,000円

6. 業務実施概要

事業計画内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施する事。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。

なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

(1) 《事業対象地域》

稚内市、猿払村、礼文町、利尻町、利尻富士町、豊富町、幌延町

(2) 《関連団体等》北海道宗谷総合振興局、（一社）稚内観光協会、（一社）さるふつ村観光協会、（一社）豊富町観光協会、礼文島観光協会、利尻町観光協会、利尻富士町観光協会、幌延町観光協会

(3) 《メインターゲット》

台湾（中華民国）

(4) 《メインターゲット属性》

北海道旅行リピーターで20～50代伸びしろのあるアクティブ世代。健康への意識が高く、家族・友人からなる少人数で旅する宗谷の自然・歴史等に触れるアウトドア体験に関心のある層。

(5) 《事業実施ステップ》

- ①アウトドア等に関心のある台湾の少人数旅行をターゲットとした体験コンテンツの選定
- ②モニターツアー（夏期）による、体験コンテンツ・モデルコース案の検証及び磨き上げ
- ③現地商談会への出展と旅行会社訪問による個別商談の実施
- ④改善・造成した旅行商品のOTAへの掲載

7. 事業実施内容

(1) 滞在コンテンツ造成事業

① 《実施計画概要》

ア. 台湾の少人数旅行者に訴求すると考えられるコンテンツの洗い出し、選定の為の検討会の開催。

【開催回数】 4回

イ. 専門家を招請し、コンテンツを体験してもらい、課題抽出・モデルコースに取り入れるコンテンツ提案のためのモニターツアー及び意見交換の実施。

【実施回数】 1回、夏期

ウ. ニーズに合っているが商品化に課題のあるコンテンツの改善、及びモデルコースの磨き上げを行い、コンテンツを充実させ、それらをまとめて体験できるモデルコースを造成する。

【目標改善・造成数】 少人数向けコンテンツ3件以上、モデルコース2件以上

② 《内容》

健康志向など新たなニーズに対応するよう、運動や地元の新鮮な食材を使った食体験など地域資源を活用した健康づくりにつながるコンテンツの充実を図り、レンタカーやタクシー等の少人数向けで小回りのきく移動手段によるモデルコースを造成する。

※コンテンツ例

- ・マウンテンツーリズム系コンテンツ(高山植物の宝庫である利尻島・礼文島を巡るフラワートレッキング、元地海岸での星空観察等)
- ・ウォーターアクティビティ体験コンテンツ(道内屈指の透明度を誇る利尻ブルーでのSUPやウニ採り体験、アザラシ餌やり体験、勇知川カヤック等)
- ・サイクルツーリズム系コンテンツ (ホタテの貝殻を敷き詰めた白い道や牧草地を貫く直接道路エサスカ線を巡るサイクリング、利尻島サイクリング)
- ・フードツーリズム系コンテンツ (最北のイチゴ狩りや、水揚量日本一猿払ホタテ剥き体験、稚内たこしゃぶ体験等)
- ・ウェルネスツーリズム系コンテンツ(タンパク質やビタミン豊富なトナカイ肉料理などのヘルシー食、皮膚疾患に効能が高い豊富温泉での温泉浴等)
- ・歴史・環境ツーリズム系コンテンツ (稚内公園、氷雪の門、宗谷岬、開基百年記念塔、北防波堤ドーム、オトンレイ風力発電所等)

※モデルコース例（造成するコースには、当地域の全ての市町村を含める）

コース例① 稚内・利尻・礼文コース

コース例② 稚内・猿払・豊富・幌延コース

※開催回数・改善及び造成数・内容については、事業内で変更の可能性あり

（詳細は、事業着手後の協議において議論し、決定する）

③ 《活用する専門家について》

台湾の旅行会社等に所属し、アクティビティを取り入れた商品や小グループのツアー販売実績が豊富、または今後導入する意欲があり、市場ニーズに係る知見を有し、コンテンツの改善やモデルコースの作成、旅行商品化に向けた具体的なアドバイスが可能な者。

(2) 旅行商品流通環境整備事業

《実施計画概要》

- ① 台湾で開催される商談会に参加し、OTA（リアル店舗OTA併存旅行社を含む）と（1）で改善したコンテンツやモデルコースに掲載したコンテンツ等の商品化に向けた商談を行う。

【実施回数】 1回

【実施時期】 11月頃

《内容》

台湾最大の旅行博「台北国際旅行博」の前日に開催される、日本観光振興協会主催の訪日旅行商談会等を想定。過去の事業においても、台湾の旅行会社に当地域のことがあまり知られていないとの指摘があり、現地旅行会社が多く集まる商談会に参加することにより、当地域の商品造成につなげる。

※実施回数・実施時期については、事業内で変更の可能性あり

- ② 更なる販路開拓を図るため、上記商談会の前後に、ターゲットであるアウトドアに関心のある台湾の少人数旅行の販売に強みのあるOTA（リアル店舗OTA併存旅行社を含む）を訪問し、個別商談を行う。

【実施回数】 3回

【実施時期】 11月頃

※実施回数・実施時期については、事業内で変更の可能性あり

※①～②の商談をもとに、OTA（リアル店舗OTA併存旅行社を含む）へ造成したコンテンツの掲載・販売を行う。

(3) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット：検討会提言数 4件

モニターツアー提言数 3件

コンテンツ改善数 3件

（2024年3月時点 事業実施報告書から把握）

モデルコース造成数 2件

(2024年3月時点事業実施報告書から把握)

アウトカム：造成コンテンツの販売数 7件以上

(2024年3月時点 事業実施報告書から把握)

造成コンテンツ及び、これを活用した参考モデルコースを掲載した
WEBサイト(旅行会社)の閲覧数 2,100PV以上

(2024年3月時点 事業実施報告書から把握)

② 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット：商談会における商談社数 5社

(2024年3月時点 事業実施報告書から把握)

個別訪問による商談社数 2社

(2024年3月時点 事業実施報告書から把握)

OTAへの掲載数 7件以上

(2024年3月時点 事業実施報告書から把握)

アウトカム：コンテンツの販売数 7件以上

(2024年3月時点 事業実施報告書から把握)

コンテンツ及び、これを活用した参考モデルコースを掲載した
WEBサイト(旅行会社)の閲覧数 2,100PV以上

(2024年3月時点 事業実施報告書から把握)

(4) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、別途指示する部数を紙及び電子データにて提出すること

8. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されて

いる者でないこと。

④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

（4）コンソーシアムにおいては、（2）、（3）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

9. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

（1）企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

（2）実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

（3）業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

（4）経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

10. 事業者決定までのスケジュール

令和5年 5月12日（金） 17時 参加表明 締切

令和5年 5月23日（火） 17時 企画提案書 提出期限

令和5年 5月下旬～6月上旬予定 企画提案の審査（審査会）

令和5年 6月中旬予定 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和6年3月8日（金） 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

1 1. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和5年5月12日(金) 17時 締切

※ 特に様式はなく、メール本文で可(E-mail: ya_onishi@visithkd.or.jp)とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者

②所在地 ③電話番号 ④FAX番号⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。

(2) 提出期限 令和5年5月23日(火) 17時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部地域観光部(担当: 大西 恭弘)

(4) 提出部数 6部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部)

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

1 2. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で20頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

①これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること(後日符号を指示)。

③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

③ 見積書

本企画提案指示書7. 事業実施内容に記載している(1)～(2)の事業で明示してい

る項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額の見積書を作成する事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要。人件費は必要。

※採択された事業者は契約時、別途見積内訳書を提出する事。

見積書 例・・・(1)滞在コンテンツ造成事業

① ワークショップ開催	4回	〇〇〇,〇〇〇円
② モニターツアー実施	1回	〇〇〇,〇〇〇円
(2)受入環境整備事業		
① パンフレット作成費 10,000部		〇〇〇,〇〇〇円
② 接遇、応対セミナー開催	2回	〇〇〇,〇〇〇円
③ 地域ガイド育成セミナー	1回	〇〇〇,〇〇〇円
(3)旅行商品流通環境整備事業		
① 旅行会社招聘	3社	〇,〇〇〇,〇〇〇円
② 旅行商品WEB掲載料		〇,〇〇〇,〇〇〇円
(4)一般管理費		
(5)人件費		〇〇〇,〇〇〇円
(6)調整額		▲〇〇〇,〇〇〇円
合 計		〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

コンソーシアムの場合は別途指示をする協定書を提出すること。

1 3. 企画提案に関する審査

審査は書面による審査とし、審査対象者のプレゼンテーションは不要。

- (1) 企画提案書の内容についてヒアリング(電話又はメール)を実施する。
- (2) 事業の選定にあたっては、観光に知見を有する有識者等複数の委員による審査会において選定する。

1 4. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。

- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

15. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部地域観光部

担当：大西 恭弘

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：ya_onishi@visithkd.or.jp